

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、継続届出書の提出期限前3年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法 第70条の4第27項 第70条の6第32項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。
- 3 「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。
- 4 「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。